

令和 4 年 4 月 総会議事録

日 時 令和 4 年 4 月 26 日 (火)
午前 9 時 00 分
場 所 豊橋市役所 東 85 会議室

豊橋市農業委員会

- 1 日 時 令和4年4月26日(火)
午前9時08分開会 午前10時21分閉会
- 2 場 所 豊橋市今橋町1番地
豊橋市役所 東85会議室
- 3 議事及び報告
 - (1) 議案
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農用地利用集積計画について
 - 議案第4号 相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について
 - 議案第5号 非農地証明(遊休農地)について
 - 議案第6号 農業委員会による最適化活動の推進等(活動計画)について
 - (2) 報告
 - 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について
(事務局長専決)
 - 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について
(事務局長専決)
 - 報告第3号 農地法第6条第1項の規定による報告確認について
 - 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 報告第5号 現況証明について
 - 報告第6号 国税局(財務事務官)からの農地の現況に関する照会書に対する調査結果について
 - 報告第7号 農地基本台帳の登載について
 - 報告第8号 次期農業委員会の委員の公募に関する意見について
- 4 その他
 - (1) 連絡事項

5 出席委員

1 番 池田 和浩	2 番 石橋 正通	3 番 太田由美子
4 番 加藤 正雄	5 番 河合 孝子	6 番 河根 規雄
7 番 小林 澄夫	8 番 小林 尚美	10 番 酒井 保
11 番 陶山 哲	12 番 高畑 隆一	13 番 高部 宏生
15 番 彦坂 幸	16 番 日向 勉	17 番 廣田 良二
18 番 藤城ひろみ	19 番 星野 鉄典	20 番 前田 裕子
21 番 松井 耕治	22 番 水野 敏久	23 番 村松 桂子
24 番 村松 史子		

6 欠席委員 9 番 近藤好幸、14 番 中野 安男

7 職務のため出席した者

農業委員会事務局 4 名

農業企画課 3 名

8 議事の経過

事務局 定刻となりました。

ただ今から豊橋市農業委員会 4 月総会を開会いたします。

池田職務代理者、よろしくお願いいたします。

議長 <あいさつ>

それでは、総会を始めます。

「農業委員会等に関する法律」第 5 条第 5 項の規定に基づき、近藤会長の代理として、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議席番号 9 番近藤好幸委員、同 14 番中野安男委員より欠席の届出がありました。

出席委員は、委員総数 24 名中 22 名で過半数に達していますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により総会は成立いたします。

次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員については、私から 2 名指名したいと思いますが、異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認め、議席番号 2 番石橋正通委員、同 3 番太田由美子委員を議事録署名委員に指名します。

それでは、議事に入る前に農地法等に基づく許可案件について、11日の書類説明会、農業委員による現地調査、19日の審査会を経て、本日の総会までの間において、今月の審査案件に関する変更等について事務局から説明があります。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。補助資料をご覧ください。農地法第3条関係は、番号3番について、田原市にある譲受人の所有農地に違反転用があり、是正が間に合わないため4月25日に取下げ願いが提出されました。その他については変更、取下げ等はございません。

本日は議案のほかに資料1-1として補助資料番号4番、7番の案件について、聞き取り調査の概要を配布しておりますので、補助資料と併せてご精読ください。以上です。よろしくお願いたします。

事務局 はい、議長。5条関係につき説明させていただきます。11日の説明会以降、変更・取下げ等はございません。以上です。よろしくお願いたします。

議長 変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。それでは、精読時間を5分間設けますので、それぞれ議案に目を通してください。

(精読時間5分)

議長 それでは5分経過しましたので、精読時間を終わります。これより議事に入ります。

資料1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から7番の7件を審議します。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。議案第1号1ページをご覧ください。

番号1番から7番までにつきまして、書類説明会及び本日の補助資料でご説明したとおり、許可基準である農地法第3条第2項各号の許可できない項目に該当しませんでした。申請地及び所有農地も全て問題がありませんでした。全案件とも周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。詳細につきましては議案をご覧ください。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
 それでは質疑に入ります。
 質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員 「進 行」
 議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑
 を打ち切ります。
 これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可
 することに決して、異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」
 議 長 異議なしと認めます。
 よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。
 続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申
 請について」を議題といたします。
 番号1番から22番までの22件を一括上程いたします。
 内容については、事務局に説明を求めます。

事 務 局 はい、議長。説明させていただきます。議案第2号、3ページ
 をお願いします。
 番号1番から22番までの22件につきましては、書類説明会時にご
 説明したとおり、立地基準・一般基準とも許可基準を満た
 し、問題ないことが見込まれます。
 補足説明は次のとおりです。信用性については、特段の疑義
 はありません。周辺農地に係る営農条件への支障については、
 隣地承諾書の添付があるか、承諾を得た旨の記載がある案件は
 番号1番・3番・5番・8番から12番・14番から16番・19番・21番
 です。隣接地が申請地所有者と同一であるか、農地以外である
 案件は番号2番・4番・6番・7番・13番・17番・18番・20番・22
 番です。一時転用については、番号4番・16番が営農型太陽光
 で、10年間の一時転用計画、番号20番は電線の補修工事で23ヵ
 月間の一時転用計画です。3件とも農地復元誓約書を添付してい
 ます。その他の案件については該当ありません。詳細については、
 議案をご覧ください。以上です。ご審議のほどよろしくお
 願いいたします。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
 それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は発言願います。

委 員 「進 行」
 議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑

を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することとし、番号 17 番については農地法第 5 条第 3 項の規定により、愛知県農業会議の意見を付した上、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

委員全員
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに決しました。

議長

続きまして、議案第 3 号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

所有権移転の番号 1 番から 2 番の 2 件を一括上程いたします。内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画課

はい、議長。

議案第 3 号農用地利用集積計画について、説明させていただきます。農地流動化の申出があったもののうち、3 月 24 日開催の農地銀行運営委員会議におきまして、農業経営基盤強化促進事業に仕分けられたため、豊橋市農地銀行会長から計画策定の依頼があった所有権移転について、農用地利用集積計画を作成いたしましたので、農業経営基盤強化促進法 第 18 条（農用地利用集積計画の作成）の規定に基づき、審議をお願いするものでございます。今回の案件につきましては、2 件 2 筆 2,958 ㎡でございます。これら当該地につきましては、農業振興地域内の農用地であり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員
議長

「進 行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については原案のとおり決して異議ございませんか。

委員全員

「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり決しました。

議 長 続きまして、議案第4号「相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題といたします。
番号1番から3番までの3件を一括上程いたします。
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。議案第4号8ページをご覧ください。
議案第4号は継続して納税猶予を受けるため3年ごとの更新の証明です。それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。
この3件の3年更新における相続税納税猶予に関する証明については、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は引き続き農業経営を行っている適格者であることを確認しました。以上です。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。
本案については、本証明書を発行することに決して異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。
よって本案はさよう決しました。
続きまして議案第5号「非農地証明（遊休農地）について」を議題といたします。
番号1番の1件を上程いたします。
それでは内容について、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。
議案第5号9ページをご覧ください。
番号1番の1件につきましては、「豊橋市農業委員会非農地証明（遊休農地）事務処理要領」に基づき願出書が提出された土地です。願出地が、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否

かについて、同要領第4条第1項の判断基準に基づき審査したところ、農地に該当しないものと考えられますので、同要領第5条に基づき判定をお願いするものです。

ご審議の程、よろしくお願いたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 議長 「進行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり「非農地」と証明することに決して異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案はさよう決しました。

続きまして、議案第6号「農業委員会による最適化活動の推進等（活動計画）について」を議題といたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第6号別添資料1-2をご覧ください。

まず、「令和4年度最適化活動の目標の設定等」についてです。これは、農業委員会による最適化活動の推進のために、国からこの様式により目標の設定を求められているものでございます。

「成果目標」の(1)農地の集積は、本市の令和3年度末現在の集積率は28.9%ですが、令和12年度までに集積率80%を達成するためには、今年度末の集積率として34.6%、面積にして425haを集積化する必要があります。

そして、(2)遊休農地の解消です。1号遊休農地面積111haのうち緑区分107haについて今後5年間で解消するために5分の1の面積の21haを、また残りの黄区分4haについては解消の工程表策定方針についてを、また、前年度に新規発生した緑区分10haは解消目標値として全面積をそのまま記載しております。

続く(3)新規参入の促進です。平成28～30年度の農地法第3条第1項許可及び農業経営基盤強化促進法により利用権設定したものを合算した権利移動面積の平均値を算出し、その1割以上の

20ha を目標としたものです。

次に「活動目標」です。(1)最適化活動を行う日数目標は、国が示す最低活動日数の月 6 日とし、また対象委員については普段農地を見回らない非農家の農業委員 2 名を除いております。

(2)活動強化月間の設定は、夏の農地パトロール等を考慮し、3 つの取組みをそれぞれの時期に置いております。

最後に(3)新規参入相談会については、具体的な開催予定はないため、随時に 1 回開催としております。

「目標の設定等」については以上でございます。

続いて、「活動記録簿」ですが、国から示された様式の内容を、作業負担軽減のため、チェック欄を増やしたものを案として作成しました。

続いて、資料 1-2①の「タブレット端末の導入の推進について」をご覧ください。これは農業委員会による最適化活動の推進と一体のものでございます。

国は、農地の集約化を進める中で、出し手・受け手の意向を把握するため、戸別訪問時に利用することを前提としており、その調査を行っていただく各委員の負担が大きく増えることが想定されております。

なお、タブレットには農地台帳の個人情報が入っており、万が一紛失した場合などのリスクも想定しておかなければならないと考えます。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

日向 勉 委員が、出し手や受け手の意向調査のためにタブレットを使って戸別訪問しなさいということだが、私たちの家業がさらに圧迫されるので、その意向調査は市で実施してほしい。

職務代理者 また、タブレットには個人情報も入っており、適正な管理が難しいうえに、事故があったとき何の教育も受けていない我々に管理責任を押し付けられても困る。

あと、一人当たりの活動日数について、農業委員は農地法の許可のことで頻りに市役所に出向かないといけない。私たちには家業があるので、その家業を圧迫することがないようにしてもらわないと困る。農業委員に配慮した無理のない活動日数にしてほしい。

- 小林澄夫
委 員 担い手への集積について、例年の実績からすると、今年度の目標 425ha は高すぎないか。
- 国は各市町の現状を正しく把握しているとは到底思えない。
- 現在の集積率 30%弱から令和 12 年に 80%にするのはまさに神業。もう少し現実的に達成できる目標とすべきではないか。
- タブレットの能力は期待ができるが、扱いが苦手な人もおり、安全確保も必要。もう少し何ができるかしっかりと見極めてから導入を考える必要がある。
- 村松史子
委 員 市が昨年度末に策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」で、令和 12 年に 80%と同様の目標を定めている。市はしっかり内容を組立てて、今年その目標に向かって何をするのか具体的に説明すべき。
- 本業がある者に対する活動日数の目標は厳しすぎるものであり、とにかく、農業企画課など市が先頭に立って進めなければ、我々だけでは実現できるようなものではない。
- 情報を生業としている身からすると、クラウド環境でのタブレット使用など、使用者はちゃんと研修を受けないと危ない。
- 松井耕治
委 員 活動日数は、活動としてみなされる内容について、できるだけ具体的に事例を示してほしい。
- 国が示した活動記録簿では記入が大変なので、もっと簡潔に記録がとれるものに置き換えてほしい。
- 高部宏生
委 員 活動日数目標について、非農家の農業委員はこの推進活動から外すべきと考える。農家でないとできない。
- 活動強化月間として取り組むことも必要かもしれないが、家業の都合により参加できないことも想定されるので、柔軟な対応がとれるようにしてほしい。1か月の多くを拘束されては、家業を犠牲にできないから、今後、農業委員・推進委員のなり手がなくなってしまう。
- 廣田良二
委 員 活動日数目標については、推進委員にもしっかりと理解されるよう事前に説明会を開いてほしい。
- 水野敏久
委 員 今後、飼料の高騰などで飼料自体の入手が困難になることも予想される。これを遊休農地解消事業とリンクさせて新たな制度を設けることができれば遊休農地解消の意味がでてくるのではないか。また、遊休農地となった畑を使って、飼料などを作る特区のようなものを設けるのがよいと思う。
- 小林尚美 例年の遊休農地解消実績からすると、この目標ではハードル

議 長 以上で本日の総会に付議された議案は、すべて終了いたしました。次に報告事項について、事務局に報告を求めます。

事 務 局 はい、議長。報告させていただきます。議案の 10 ページをお願いします。

報告第 1 号の番号 1 番から 6 番までの 6 件、及び 11 ページからの報告第 2 号の番号 1 番から 16 ページ 38 番までの 38 件については、いずれも市街化区域内の農地転用の届出で、農地法に定められた要件を満たした適正な届出でしたので、それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。次に 17 ページをお願いします。

報告第 3 号の番号 1 番については、農地所有適格法人からの報告です。この報告は毎事業年度終了後 3 か月以内に農業委員会に提出するものです。いずれも要件を満たしていることを確認し処理しました。次に 18 ページをお願いします。

報告第 4 号の番号 1 番から 19 ページ 13 番までの 13 件については、備考欄に記載の利用集積公告を合意解約した旨の通知がありましたので、報告書に記載の日付で受理しました。次に 20 ページをお願いします。

報告第 5 号の番号 1 番から 6 番までの 6 件については、20 年以上非農地であることの現況証明です。願い出の現況及び添付書類を審査の上、21 日付けで証明を行いました。

なお、固定資産税の課税状況ですが、番号 1 番から 3 番、5 番は宅地課税、4 番は雑種地課税、6 番は山林及び宅地課税でした。次に 21 ページをお願いします。

報告第 6 号の番号 1 番の 1 件については、名古屋国税局財務事務官からの照会です。令和 4 年 1 月に同様の照会があった件ですが、国税局に確認しますと法令上必要があつて再度調査するものとのことです。土地は調整区域かつ色地の農地で、改めて現地調査をしましたが、違反などはありませんでしたので農地性ありと判断し、20 日付け事務局長名で回答しました。次に 22 ページをお願いします。

報告第 7 号の番号 1 番については、農地基本台帳に登載されていない土地について、農地である旨の申告がありました。記載の委員に確認していただき、現況が農地であることを確認しましたので、4 月 25 日付けで農地基本台帳に登載しました。

報告第 8 号別添資料 1-3 をご覧ください。
次期の農業委員の委員の公募について、市より農業委員会に意見

を求める照会があったため、皆様にアンケート回答いただいた結果を集計し、市へ回答したものです。

報告は以上です。

議長 以上で、「農業委員会等に関する法律」第6条第1項に係わる議案及び報告を終了いたします。

ただ今から総会を一時中断いたしまして豊橋市農地銀行運営委員会議を開催いたします。（午前10時17分中断）

＜農地銀行運営委員会議＞

総会を再開いたします。（午前10時20分再開）

議長 その他について、何かありませんか。

なければ、以上で本日の日程は全て終了いたしました。

（午前10時21分終了）

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

令和4年4月26日

議 長
(会長職務代理者 池田 和浩)

議事録署名者
(2番 石橋 正通 委員)

議事録署名者
(3番 太田 由美子 委員)